

E

国民年金事務の手引

～市区町村が行う事務内容編～

日本年金機構

令和8年4月

目次

1. 市区町村が取り扱う事務について		
1	市区町村との協力・連携	4
2	市区町村への「被保険者情報」の提供	8
2. 市区町村における備付帳簿		
1	受付処理簿	9
2	受付処理簿の様式	9
3	受付処理簿の記入事項	10
4	受付処理簿の作成区分	10
5	受付処理簿の整理・保存期間	10
6	届出窓口の一元化	10
3. 届書・報告		
1	個人番号による届出の開始	11
2	届書様式の一元化	11
3	報告	12
4	届書の電子媒体申請	12
5	届書報告書の電子媒体化・様式統一化	13
4. 日本年金機構の位置づけ		
		14
5. 参考		
1	外国語で年金相談を希望するお客様が来訪された場合	15
2	ねんきん自動音声送付受付サービス	16
(別添1) 国民年金市町村事務処理基準		
(別添2) 年金生活者支援給付金市町村事務処理基準		

E

国民年金事務の手引

国民年金のあらまし ～適用・保険料編～

日本年金機構

令和8年4月

目次

第1章 国民年金制度の概要	
第1節 制度の主な沿革	4
第2節 目的	10
第3節 給付	10
第4節 制度の基本構成（加入者と給付・給付費用の財源・年金額）	11
第2章 保険者	
	15
第3章 被保険者	
第1節 強制加入の被保険者	20
第2節 任意加入の被保険者	23
第3節 被保険者資格の取得時期・喪失時期	24
第4節 被保険者の届出（適用関係）	33
第5節 被保険者の管理	36
第4章 国民年金の財政のしくみ	
第1節 財政方式	39
第2節 財源方式	40
第5章 基礎年金の財源	
第1節 保険料	43
第2節 基礎年金拠出金	51
第3節 国庫負担	52

目次

第6章 保険料の免除制度	
第1節 免除制度の役割	56
第2節 産前産後保険料免除制度	56
第3節 法定免除制度	57
第4節 申請免除制度	58
第5節 学生納付特例制度	66
第6節 若年者納付猶予制度 納付猶予制度	68
第7節 申請免除等の承認期間	70
第8節 追納	70

E

国民年金事務の手引

国民年金のあらまし ～年金給付編～

日本年金機構

令和8年4月

目次

第1章 給付の種類と通則（共通事項）	
第1節 給付の種類	4
第2節 給付の通則（共通事項）	5
第3節 年金額の改定等	20

第2章 老齢基礎年金	
第1節 受給資格要件	33
第2節 老齢基礎年金の年金額等	50
第3節 支給開始年齢（原則）	64
第4節 老齢基礎年金の支給開始年齢の繰上げ・繰下げ（特例）	65

第3章 障害基礎年金	
第1節 受給資格要件	79
第2節 障害の程度（障害等級）	85
第3節 障害基礎年金の年金額	88
第4節 支給期間（支給開始・失権・支給停止）・年金額の改定	90

第4章 遺族基礎年金	
第1節 受給資格要件	95
第2節 遺族の範囲	98
第3節 遺族基礎年金の年金額	101
第4節 支給期間（支給開始・失権・支給停止）・年金額の改定	102

目次

第5章 年金生活者支援給付金	
第1節 概要	105
第2節 老齢年金生活者支援給付金	106
第3節 補足老齢年金生活者支援給付金	110
第4節 障害年金生活者支援給付金	112
第5節 遺族年金生活者支援給付金	114

第6章 第1号被保険者に対する独自給付	
第1節 付加年金	116
第2節 寡婦年金	117
第3節 死亡一時金	119
第4節 脱退一時金	121

障害基礎年金 事例集

(第5版)

令和8年4月
年金給付部



日本年金機構
Japan Pension Service

目次

請求事例A	1
20歳前障害基礎年金①	
請求事例B	19
20歳前障害基礎年金②	
請求事例C	55
障害認定日による請求①	
請求事例D	75
障害認定日による請求②	
請求事例E	115
事後重症による請求①	
請求事例F	137
事後重症による請求②	
用語の説明	155

令和5年4月	初版
令和6年4月	第2版 年度更新 誤記入の例を追加 アスペルガー症候群の表記を自閉症スペクトラムに変更
令和7年4月	第3版 年度更新 年金請求書の様式変更
令和7年12月	第4版 年金請求書の様式変更
令和8年4月	第5版 年度更新

請求事例A

20歳前障害基礎年金①

相談者 年金 太郎(ネキン 知ウ)

(年金請求日 令和8年4月7日)

- 平成18年3月3日生まれ(20歳到達:令和8年3月2日)
- 請求傷病:知的障害(精神遅滞)
- 20歳前の年金制度加入歴なし(20歳から国民年金に加入)
- 医療機関受診歴
 - 平成27年9月頃(9歳頃) A病院受診(教師の勧め)
 - 令和7年8月20日 B病院受診(年金請求にあたり診断書依頼目的)
 - 令和8年3月20日 B病院再受診
- 独身・子なし
- 20歳より今日まで日本に在住
- 令和6年中の所得なし
- 他の年金(労災補償など)の受給なし
- 矯正施設への収監歴なし
- 療育手帳の交付を受けている
- 請求代理人:年金 秋子(母)

「ポイント」

- 先天性の「知的障害(精神遅滞)」は誕生日が初診日→受診状況等証明書は不要。
- 先天性の「知的障害(精神遅滞)」での病歴・就労状況等申立書は、1つの欄の中に、特に大きな変化が生じた場合を中心に、出生時から現在までの状況をまとめて記入することが可能。
- 年金が支給停止される事由にあてはまらないか確認する。上記の●が確認項目。

請求事例B

20歳前障害基礎年金②

相談者 国年 保子(コネン ヤスコ)

(年金請求日 令和8年4月7日)

- 平成11年9月5日生まれ(20歳到達:令和元年9月4日)
- 請求傷病:自閉症スペクトラム
- 20歳前の年金制度加入歴なし(20歳から国民年金に加入)
- 医療機関受診歴
 - 平成19年9月6日 A病院受診(教師の勧め)
 - 平成29年5月20日 B病院受診(障害認定日が20歳到達日以前であることが確認可能)
 - 令和元年8月20日～ C病院受診
- 独身・子なし
- 20歳より今日まで日本に在住
- 平成30年中～令和6年中の所得なし
- 他の年金(労災補償など)の受給なし
- 矯正施設への収監歴なし
- 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
- 請求代理人:国年 春美(母)

「ポイント」

- B病院の受診状況等証明書は取得可能→A病院の受診状況等証明書は添付不要 **簡素化**
- 病歴・就労状況等申立書は、発病からB病院受診日までの経過を1つの欄の中にまとめて記入することが可能。 **簡素化**
- 年金が支給停止される事由にあてはまらないか確認する。上記の●が確認項目。

障害認定日による請求①

相談者 機構 一郎(キコウ イロウ)

(年金請求日 令和8年4月7日)

- 昭和37年3月20日生まれ(60歳到達:令和4年3月19日)
- 請求傷病:脳梗塞(肢体の機能障害・高次脳機能障害)
- 年金制度加入歴:20歳から60歳まで国民年金に加入(保険料納付要件有り)
- 医療機関受診歴
 - 令和6年4月3日(初診)～ A病院受診(救急搬送:急性期入院)
 - 令和6年5月21日～ B病院受診(リハビリ目的で入院と通院)
 - 令和7年4月20日～ C医療センター受診(高次脳機能障害診断)
- 独身・子なし ○障害認定日:令和7年10月3日(症状固定なし)
- 生後から今日まで日本国内在住 ○現在受給している年金なし
- 身体障害者手帳の交付:申請中
- 請求代理人:日本 花子(姉)

「ポイント」

- 症状がどこに出ているのかを聞き取る。
- 診断書内「原因・誘因」「既存障害」「既往症」欄の有無。
- 60歳～65歳の未加入期間に初診日がある場合は、初診日において日本国内に住んでいたか。
- 60歳以上の方の請求の場合は、繰上げの老齢基礎年金を受給していないか確認する。

請求事例D

障害認定日による請求②

相談者 厚生 省吾(コウセイ ショウゴ)

(年金請求日 令和8年4月7日)

○昭和52年10月10日生まれ(請求時48歳)

○請求傷病:双極性感情障害

○年金制度加入歴:20歳~国民年金加入(保険料納付要件あり)

○医療機関受診歴

平成26年8月8日(初診)~ A診療所受診(廃院)

平成27年7月7日~

Bメンタルクリニック受診(受診状況等証明書作成可能)

平成28年1月30日~

C心のクリニック受診(障害認定日分診断書作成可能)

令和5年1月25日~現在

D総合病院精神科受診(入退院を繰り返している)

○障害認定日請求希望:障害認定日(平成28年2月8日)より、現在の方が悪化している(本人申立て)

○初診医療機関の受診状況等証明書が添付できない

○平成29年12月1日 第二子の出生あり(第一子は、平成25年7月10日生まれ)

○児童扶養手当の受給なし

○請求代理人:厚生 労子(妻)

「ポイント」

○障害認定日と年金請求日が1年以上離れており、かつ時効消滅期間がある。

○初診医療機関での受診状況等証明書が添付できない場合の取扱い。

○障害認定日より現在の方が症状が悪化している(本人申立て)。

○受給権発生後に子の出生あり。

事後重症による請求①

相談者 日本 年男(ニッポン トシオ)

(年金請求日 令和8年3月27日)

- 昭和36年10月10日生まれ(60歳到達:令和3年10月9日) ○独身、子なし
- 請求傷病:慢性腎不全(糖尿病起因)
- 年金制度加入歴:20歳~60歳到達前月まで国民年金加入(保険料納付要件あり)
- 医療機関受診歴
 - 平成29年8月3日(最初に申し立てた初診)~...都立A病院内科(受診状況等証明書作成)
 - ※都立A病院で令和7年12月20日から人工透析療法開始
 - 令和8年1月20日~現在.....B腎クリニック(週3回人工透析施行)
- 都立A病院内科の受診状況等証明書を持参し来訪(令和8年2月3日初回相談)
- 初回相談で、都立A病院内科への受診は、Y眼科からの紹介であることが判明
- 請求日当日、Y眼科の受診状況等証明書も追加持参 平成29年7月10日初診として請求

「ポイント」

- 添付した書類の記載に、申し立て初診日前の受診がないか確認する。
- 事後重症請求では、人工透析療法開始から3か月待つ必要はない(裏面②参照)。
- 初回相談時に、事後重症請求は、請求日の属する月の翌月分から支給開始となることを説明する。
- 60歳以上の方の事後重症請求の場合は、繰上げの老齢基礎年金を受給していないか確認する。

事後重症による請求②

相談者 給付 花子(キウフ ハナコ)

(年金請求日 令和8年3月27日)

- 昭和40年11月11日生まれ(60歳到達:令和7年11月10日) ○子なし
- 請求傷病:感音性難聴
- 年金制度加入歴:20歳~60歳到達前月まで国民年金加入(保険料納付要件あり)
- 医療機関受診歴
 - 平成30年6月12日(初診日)~.....A耳鼻咽喉科(前回、受診状況等証明書作成)
 - 平成31年1月20日~現在.....B総合病院耳鼻科
- 1回目の障害基礎年金の請求は、障害等級に該当せず不支給(令和3年11月請求)
- 今回の請求は、「両耳の聴力レベル100デシベル以上のもの」
- 夫の老齢厚生年金に、配偶者加給年金の加算あり(※夫63歳時に婚姻、妻3号記録なし)

「ポイント」

- 条件を満たせば、過去の請求時に提出した「初診日証明書類」の再利用ができる。
- 新規請求時に1級相当の聴力レベルの場合は、「他覚的聴力検査」結果の添付が必要。
- 夫が受給している年金について何か影響がないか、夫から年金事務所に確認するよう促す。
- 相談時に、事後重症請求は、請求日の属する月の翌月分から支給開始となることを説明する。
- 60歳以上の方の事後重症請求の場合は、繰上げの老齢基礎年金を受給していないか確認する。

用語の説明

POINT

障害年金制度について学習するにあたり、次の3つの用語を押さえておきましょう。

1 初診日

2 障害認定日

3 保険料納付要件

G

国民年金加入手続等の電子申請手順

日本年金機構

令和8年4月

目次

1. 電子申請の全体像	P 3
2. 資格取得（種別変更）届	P 5
3. 付加保険料納付申出書	P 8
4. 付加保険料納付辞退申出書	P 11
5. 資格取得（種別変更）届・付加保険料納付申出書	P 14
6. 産前産後免除該当届	P 17
7. 資格取得（種別変更）届・産前産後免除該当届	P 21
8. 免除・納付猶予申請書	P 25
9. 学生納付特例申請書	P 30
10. 資格取得（種別変更）届及び免除・納付猶予申請書	P 34
11. 資格取得（種別変更）届及び学生納付特例申請書	P 41
12. 返戻された書類の確認について	P 47
13. iPhoneでのファイル拡張子の変更について	P 48
14. iPhoneとAndroidのマイナンバーカードの相違点	P 49

H

事務処理誤り防止に向けて (ケーススタディ)

令和8年4月



ケーススタディの目的・趣旨

本資料は、国民年金事務を行っていただく中で、実際に発生した事例を基に、事務処理において注意すべき事項を一問一答形式にまとめたものになります。同様事案の発生防止に向け、事務処理のポイントを示しておりますので、事例を参考にいただき、適切な事務処理を行っていただくようお願いいたします。

<ケーススタディ>

項番	事例	内容
1	届書の回付	窓口でお客様から国民年金保険料免除・納付猶予申請書を受付後、機構へ回付を漏らしていたもの。
2	届書の回付（電子媒体）	受理した届書を電子媒体により回付する際、対象者の確認が不足したため、夫の申請を妻の申請として入力し回付していたもの。
3	付加保険料に係る手続きの説明	窓口に来所したお客様が付加保険料の納付を希望していたにもかかわらず、手続きの案内を漏らしていたもの。
4	書類の補正	受付した国民年金保険料免除・猶予申請書の免除区分がお客様から聞き取っていた内容と相違していたため、補正できると誤認し、誤って抹消していたもの。

I

社会保険オンラインシステム 可搬型照会用窓口装置 簡易操作マニュアル

令和8年4月
日本年金機構
〔市区町村窓口用〕

目次

内容	ページ	内容	ページ
更新内容	p3	被保険者記録照会（合算対象期間）（020-001照会区分48画面）	p27
1. 目的	p5	被保険者記録照会（産前産後免除）（020-001照会区分65画面）	p28
2. 禁止行為（目的外閲覧等）について	p6	被保険者記録照会回答票（資格画面）（020-002画面）	p29
3. 利用者ID等の管理について	p6	被保険者記録照会回答票（重取元画面）（020-002画面 重取元画面）	p30
4. 起動・終了操作（1）MWMの起動操作	p7	開始画面（年金給付ポータル）	p31
起動・終了操作（2）MWMの終了操作	p9	年番索引画面（年金給付ポータル 制度業務処理区分 7131）	p32
5. 基本情報の確認及び本人確認の流れ	p10	受給権者原簿記録回答票	p33
6. 照会画面の説明	p13	年金生活者支援給付金認定原簿回答票 （年金給付ポータル 制度業務処理区分：0131）	p34
基礎年金番号情報照会回答票（基本情報）（020画面）	p14	年金コード一覧	p35
基礎年金番号情報照会（統合年金記録）回答票（020-005画面）	p15	ねんきん特別便情報照会（基礎年番050画面）	p36
被保険者記録照会（基本）（020-001照会区分01画面）	p16	制度共通被保険者記録照会回答票（職歴原簿参照）（共通096-1画面）	p37
被保険者記録照会（資格・納付Ⅲ）（020-001照会区分02画面）	p17	7. 照会画面一覧	p39
被保険者記録照会（納付Ⅱ）（020-001照会区分04画面）	p18	8. キー配置及びキー機能一覧	p42
納付状況コード	p19	9. 参考	p48
被保険者記録照会（免除）（020-001照会区分06画面）	p20	参考①＜本人確認・年金コードの確認＞	p48
被保険者記録照会（基金）（020-001照会区分19画面）	p21	参考②＜資格記録の確認＞	p49
被保険者記録照会（納付書発行事蹟）（020-001照会区分27画面）	p22	参考③＜納付記録の確認＞	p50
被保険者記録照会（口座振替情報記録）（020-001照会区分33画面）	p23	参考④＜氏名索引による未統合記録の有無の確認＞	p51
被保険者記録照会（口座振替事蹟記録）（020-001照会区分35画面）	p24	参考⑤＜氏名索引による基礎年金番号の特定＞	p53
被保険者記録照会（免除却下）（020-001照会区分41画面）	p25	参考⑥＜年金給付オンラインシステム＞	p55
被保険者記録照会（未納・追納・後納金額）（020-001照会区分44画面）	p26		

更新内容

更新月	更新頁	更新内容
R3.3	P7	・「(留意事項)個人番号(マイナンバー)による照会業務」新規追加
	P9	・ディスプレイ画面図に「産免」追加
	P10	・ディスプレイ画面図「住基未収録者」を「個人番号未収録者」に修正 ・「住基収録状況」削除 ・「個人番号未収録状況」追加
	P11	・「⑰産 0」追加 ・産前産後免除に係る説明追加 ・「⑰任 0」を「⑱任 0」に修正 ・「⑱特 0」を「⑳特 0」に修正 ・「⑲共済 0」を「㉑共済 0」に修正 ・「㉒合算 0」を「㉓合算 0」に修正 ・「㉔合計0456」を「㉕合計0456」に修正 ・「㉖ (432)」を「㉗ (432)」に修正
	P12	・ディスプレイ画面図に「産免 0」追加
	P13	・ディスプレイ画面図に「産免 0」追加
	P15,16	・コードAの内容欄に「後納」の文言を追加 ・コードD、E、Fを追加 ・コードRの沖縄特別措置等の記述を削除 ・コード¥のコンビニエンスストア納付(速報)をコンビニエンスストア受領保険料に修正
	P19	・「被保険者記録照会(合算対象期間)(020-001照会区分48画面)」新規追加
	P20	・「被保険者記録照会(産前産後免除)(020-001照会区分65画面)」新規追加
	P25	・「年金生活者支援給付金認定原簿回答票(共通023-2-00画面)」新規追加
P36	・社会保険オンラインシステム独自キー配置の図を修正	
R3.9	P10	・基礎年金番号情報照会回答票(基本情報)(020画面)の【給付情報】「受給権者原簿記録回答票」表示方法を修正
	P23	・受給権者原簿記録回答票(基礎年番020 給付情報項番)について、WEB化後の画面による説明に修正
	P24	・年金生活者支援給付金認定原簿回答票(年金給付ポータル 届書コード:0131)新規追加
	P25	・年金生活者支援給付金認定原簿回答票(共通023-2-00)について、WEB化に係る注釈を追記
	P37	・【キー機能一覧表】の該当頁数を修正

更新内容

更新月	更新頁	更新内容
R3.10	P36 P41~P43	・キーボード画像差替え
	P37	・「画面キャプチャ」、「再表示」、「画面操作」、「割込」の対応キーを修正
	P38	・「カナ/英数」の対応キーを修正
	P40	・「後退」、「前進」の対応キーを追加、・「送信」の対応キーを修正
R4.5	P5	・目的について現在の本マニュアルの位置付けを踏まえ修文
	P6~P8	・起動・終了操作（MWMの起動操作、MWMの終了操作）新規追加
	P18	・納付状況コードを1頁に集約
	—	・上記に伴い、頁番号振り直し
	P20	・被保険者記録照会（基金）（020-001照会区分19画面）新規追加
	P22	・被保険者記録照会（口座振替情報記録）（020-001照会区分33画面）新規追加
	P23	・被保険者記録照会（口座振替事蹟記録）（020-001照会区分35画面）新規追加
	P25	・被保険者記録照会(未納・追納・後納金額)(020-001照会区分44画面) 新規追加
	—	・受給権者原簿記録回答票（基礎年番020 給付情報項番）削除 ・年金生活者支援給付金認定原簿回答票（共通023-2-00）削除
	P30	・開始画面（年金給付ポータル）新規追加
	P47	・参考④<氏名索引による未統合記録の有無の確認> 新規追加
P49	・参考⑤<氏名索引による基礎年金番号の特定> 新規追加	
R6.4	P18	・コード=、&を追加
	P21	・保険料種別コード71、72を追加
	P54	・参考⑥<年金給付オンラインシステムの操作方法> 新規追加
R7.4	P6	・2. 禁止行為（目的外閲覧等）について 新規追加
	P6	・3. 利用者ID等の管理について 新規追加
R8.4	P7~P9	・起動・終了操作（MWMの起動操作、MWMの終了操作）画像変更

J

市区町村貸与用可搬型照会用窓口装置 操作ガイドブック

日本年金機構

令和8年4月

目次

目的	3
可搬型照会用窓口装置を起動しましょう！	4
1. 国民年金被保険者関係届書（申出書）【基本編】	6
1. 国民年金被保険者関係届書（申出書）【応用編】	
被保険者資格記録（取得・喪失年月日）の確認	7
納付状況の確認	9
付加保険料納付申出者に係る基金加入有無の確認	11
2. 国民年金保険料免除・納付猶予申請書【基本編】	12
2. 国民年金保険料免除・納付猶予申請書【応用編】	
免除・納付猶予申請に係る申請可能期間の確認①	13
免除・納付猶予申請に係る申請可能期間の確認②	14
3. 国民年金保険料学生納付特例申請書【基本編】	15
4. 年金給付オンラインシステムの起動	16
5. 年金給付オンラインシステムによる受給権者原簿記録照会	17
6. 年金給付オンラインシステムによる認定原簿照会	18
【参考】照会区分一覧	19

更新内容

令和4年3月	初版
令和4年5月	「目的」追加
	「可搬型照会用窓口装置を起動しましょう！」内容修正 （一部内容を「可搬型照会用窓口装置簡易操作マニュアル」へ移行）
	「国民年金被保険者関係届書（申出書）」画像差し替え
	「4. 年金給付オンラインシステムの起動」追加
	「5. 年金給付オンラインシステムによる受給権者原簿記録照会」追加
	「6. 年金給付オンラインシステムによる認定原簿照会」追加
令和6年4月	納付状況コード追加
	「国民年金保険料学生納付特例申請書」画像差し替え
令和8年4月	「可搬型照会用窓口装置を起動しましょう！」画像差し替え、説明追加